

平成 2 8 年 度 水 質 検 査 計 画



水質検査計画とは、お客様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、「どの場所で」「どのような項目について」「どのくらいの頻度で」行うか記したものです。
安心して津奈木町の水道水を利用していただけるように、平成28年度水質検査計画を作成しましたので公表します。

津 奈 木 町

はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために必要であり、水道水の水質管理において、最も重要なことです。

水質基準は、水道法第4条に基づく水質基準に関する省令により定められ、水道水は水質基準に適合するものでなければならず、水道法により水道事業者等に検査の義務が課されています。

このため、水質検査の適正化や透明性を確保するために、水源の状況及び浄水方法を踏まえ、検査地点や検査項目等を定めた水質検査計画を毎事業年度開始前に策定し、公表するものとする。

1 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況及び浄水方法に応じ適切な回数・項目の水質検査を実施する。

また、水道水の安全性をさらに確認するために、水質基準を満たしている場合でも、検査回数及び項目の省略を行わない。

- (1) 検査地点は、水道施設の配置状況・構造等を考慮し、供給される水が水質基準の適合するかどうかを判断できる給水栓（末端）及び水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で定められている水質基準項目及びその他安全で良質であることを確認するために必要があると判断したものとする。
- (3) 水質基準項目については、安全性の確保から検査回数及び項目の省略は行わない。
- (4) 検査頻度については、水道法に基づき実施する。

2 水道事業の概要

【簡易水道事業】

岩城地区、小津奈木地区、内野地区、赤崎地区、平国・福浦地区、竹中団地地区の皆様にご水道水をお届けしています。地下水及び伏流水を水源とし、浄水処理を行った後、配水池から自然流下により配水しています。

- (1) 事業概要 （ 2016/3/31 現在 ）

水道事業者	津奈木町簡易水道事業
所在地	小津奈木2123
給水人口	3,419人
普及率	94.68%
給水戸数	1,409戸
計画1日最大給水量	1,619 ^m ₃
1日最大給水量	1,409 ^m ₃
1日平均給水量	1,084 ^m ₃

(2) 浄水施設能力

名称	津奈木 (簡易水道)	内野 (簡易水道)	赤崎 (簡易水道)	平国福浦 (簡易水道)	竹中団地 (専用水道)
所在地	岩城1593-1	千代297-6	福浜852-2	福浜4077-3	岩城603-1
原水の種類	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	湧水
最大処理能力 (m ³ /日)	913	113	165	228	200
浄水方法	塩素処理	前塩素処理 後塩素処理 急速ろ過処理	塩素処理	前塩素処理 後塩素処理 急速ろ過処理	塩素処理
区域内人口	2066	139	545	665	79
給水人口	2037	138	544	621	79

3 原水及び水道水の状況

簡易水道毎に、原水の汚染要因及び水道水の水質管理上注意しなければならない項目などを以下に示しました。

《原水の状況》

施設名	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき項目
津奈木簡易水道 (岩城・染竹・小津奈木) 配水区	農作物等に使用される農薬	残留塩素 濁度
津奈木簡易水道 (内野)配水区	農作物等に使用される農薬 マンガン及びその化合物 並びに色度	残留塩素 濁度
津奈木簡易水道 (赤崎)配水区	農作物等に使用される農薬	残留塩素 濁度
津奈木簡易水道 (平国福浦)配水区	農作物等に使用される農薬 マンガン及びその化合物 並びに色度	残留塩素 濁度
津奈木簡易水道 (竹中団地)配水区	農作物等に使用される農薬	残留塩素 濁度

浄水場では、原水の汚染状況を踏まえて適正な浄水処理を行っています。
また、これまでの水質検査から水質基準を十分満たしていることから安全で良質な水です。

4 検査地点

水道法に基づく検査は、各配水系統で地点を選定し、検査を行います。

原水 10 箇所 浄水 7 箇所

施設名	原水	浄水
津奈木簡易水道 (岩城・染竹・小津奈木) 配水区	岩城染竹第1水源 岩城染竹第2水源 岩城染竹第3水源 小津奈木第1水源	岩城 染竹 小津奈木
津奈木簡易水道 (内野)配水区	内野第1水源	内野
津奈木簡易水道 (赤崎)配水区	赤崎第1水源 赤崎第2水源	赤崎
津奈木簡易水道 (平国福浦)配水区	平国福浦第1水源 平国福浦第2水源	平国福浦
津奈木簡易水道 (竹中団地)配水区	竹中団地第1水源	竹中団地

5 検査項目と検査頻度

(1) 検査項目

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 浄水51項目検査(全項目) | 1回/年 |
| ② 原水40項目検査(全項目) | 1回/年 |
| ③ 水質基準28項目検査 | 1回/3ヶ月 |
| ④ 省略不可9項目検査 | 1回/月 |
| ⑤ 指標菌検査 | 1回/3ヶ月 |
| ⑥ クリプトスポリジウム検査 | 不定期 |
| ⑦ 毎日検査 | |

(2) 検査頻度

- | | | | |
|-----------------|-------|----|------------|
| ① 浄水51項目検査(全項目) | (年1回) | 浄水 | |
| ② 原水40項目検査(全項目) | (年1回) | 原水 | |
| ③ 水質基準28項目検査 | (年3回) | 浄水 | |
| ④ 省略不可9項目検査 | (年8回) | 浄水 | |
| ⑤ 指標菌検査 | (年4回) | 原水 | |
| ⑥ クリプトスポリジウム検査 | (随時) | 原水 | ※ 指標菌検出時のみ |
| ⑦ 毎日検査 | (毎日) | 浄水 | |

《日程表》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
浄水9項目	浄原水全項目 指標菌(原水)	浄水9項目	浄水9項目	浄水28項目 指標菌(原水)	浄水9項目
10月	11月	12月	1月	2月	3月
浄水9項目	浄水28項目 指標菌(原水)	浄水9項目	浄水9項目	浄水28項目 指標菌(原水)	浄水9項目

6 水質検査方法

検査方法は、水道法第20条に基づいて行うものとし、県内の厚生労働大臣の指定する検査機関に委託して行います。

7 臨時の水質検査

次のような事態が発生した場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 原因不明の色及び濁り、臭気など水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 給水区域及び給水区域周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程で異常があったとき。
- (5) その他必要がると認められたとき。

8 水質検査計画及び水質検査結果の公表について

- (1) 水質検査計画は、毎年事業年度開始前に作成します。
- (2) 水質検査は、計画に基づき実施し、その結果は町ホームページで公表します。

9 関係機関との連携

- (1) 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託機関及び保健所と連携を図って実施する。

- (2) 検査の結果及び計画の見直し等について

委託機関から検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し、不適合項目があった場合は、早急に改善に努める。

また、必要に応じて委託機関及び保健所等の指導や助言を受けて計画等の見直しを定期的に実施する。

- (3) 水質異常時の対応について

水質汚染により、人の健康を害する恐れがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させるとともに、関係機関と連携して迅速に対策を講じる。